

# 青森県報

第三千百三十二号

平成二十一年  
九月四日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

|                             |         |   |
|-----------------------------|---------|---|
| 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定        | (高齢福祉課) | 一 |
| 飼料の試験の結果の概要                 | (畜産課)   | 一 |
| 過疎地域自立促進特別措置法による町道に関する工事の施行 | (道路課)   | 二 |

### 公 告

|              |         |   |
|--------------|---------|---|
| 建設業者の許可の取消し  | (東青地民局) | 二 |
| 右            | (中南地民局) | 三 |
| 右            | (同)     | 三 |
| 右            | (同)     | 三 |
| 右            | (上北地民局) | 三 |
| 右            | (同)     | 三 |
| 右            | (下北地民局) | 四 |
| 取用委員会        |         |   |
| 使用の裁決手続開始の決定 | (監理課)   | 四 |
| 公示による通知      | (同)     | 七 |

## 告

## 示

青森県告示第五百七十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十一年九月四日

青森県知事 三 村 申 吾

|             |     |                   |            |              |                    |              |       |           |
|-------------|-----|-------------------|------------|--------------|--------------------|--------------|-------|-----------|
| 指定居宅介護支援事業者 | 名 称 | 合同会社居宅介護支援事業所さわやか | 主たる事務所の所在地 | 八戸市大字妙字東八の一七 | 居宅介護支援事業を行う事業所の所在地 | 八戸市大字妙字東八の一七 | 指 定 日 | 平成二〇二一年九月 |
|-------------|-----|-------------------|------------|--------------|--------------------|--------------|-------|-----------|

青森県告示第五百七十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成二十一年八月四日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成二十一年九月四日

青森県知事 三 村 申 吾

| 製造事業場等の<br>名称及び所在地             | 収去場所 | 飼 料 の 名 称                   | 製 造 年 月 | 試 験 結 果 の 概 要 |        |         |         |         |         |             |            |        |         | 違反の内容 |             |             |
|--------------------------------|------|-----------------------------|---------|---------------|--------|---------|---------|---------|---------|-------------|------------|--------|---------|-------|-------------|-------------|
|                                |      |                             |         | 粗たん白質 %       | 粗脂 肪 % | カルシウム % | リ ン 酸 % | 粗 纖 維 % | 粗 灰 分 % | 揮 発 性 窒 素 % | 水 溶性 窒 素 % | 消化 率 % | T D N % |       | M E kcal/kg | そ 他 の 値 水分% |
| 東北飼料株式会社<br>八戸市大字河原木<br>海岸24の8 | 同 左  | ロロイラー肥育前期<br>日配合飼料<br>前期用DB | 21.8    | 23.5          | 5.9    | 0.86    | 0.63    | 2.0     | 4.9     |             |            |        |         | 3,100 | 12.7        |             |
|                                |      | 子豚育成用配合飼料<br>子豚用P&F-80      | 21.8    | 16.9          | 5.8    | 0.53    | 0.42    | 2.6     | 3.6     |             |            | 80.1   |         |       | 13.1        |             |
|                                |      | ロロイラー肥育後期<br>日配合飼料<br>はやて仕上 | 21.8    | 19.7          | 7.6    | 0.86    | 0.60    | 1.7     | 4.2     |             |            |        |         | 3,250 | 11.3        |             |

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第五百七十五号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により次のとおり町道に関する工事を行うので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）第七条第二項前段の規定により告示する。

平成二十一年九月四日

青森県知事 三 村 申 吾

| 路線名   | 工 事 区 間  | 工事の種類    | 工事の開始の日  |
|-------|--|----------|----------|
| 中村長平線 | 西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字上清水<br>崎一九の三から<br>西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字上清水<br>崎一二〇の九七まで | 改築（道路改良） | 平成二一・〇・一 |

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年九月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社ミツヤ塗装
- 二 代表者の氏名 ミツ谷 武治
- 三 主たる営業所の所在地 青森市合浦一丁目の七の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第一四一七号
- 五 取消年月日 平成二十一年七月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可 塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十一年二月十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年九月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 岩木設備工業株式会社
- 二 代表者の氏名 成田 公彦
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字御幸町五の五
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 一八）第四六四八号
- 五 取消年月日 平成二十一年七月二十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、とび・土工、管、水道施設、消防施設工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十一年七月二十八日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年九月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 岩木設備工業株式会社
- 二 代表者の氏名 成田 公彦
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字御幸町五の五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二〇）第四六四八号
- 五 取消年月日 平成二十一年七月二十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可

機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年七月二十八日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年九月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社須藤造園土木
- 二 代表者の氏名 須藤 清貴
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字大森字勝山三六一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一六八六六号
- 五 取消年月日 平成二十一年八月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、とび・土工、造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十一年五月二十五日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年九月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社大発工業
- 二 代表者の氏名 繁在家 直
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市西三番町一八の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第一四三七一号
- 五 取消年月日 平成二十一年八月十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
管、造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十一年七月十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。  
平成二十一年九月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社石鉢組
- 二 代表者の氏名 佃 文人
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市新町三六の一四
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第一七七二号
- 五 取消年月日 平成二十一年八月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築、造園、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十一年八月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

収用委員会

使用の裁決手続開始の決定

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成二十一年九月四日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 起業者の名称 青森県
- 二 事業の種類 一般国道三三八号改築工事(白糠バイパス・青森県上北郡六ヶ所村大字泊地内から同県下北郡東通村大字白糠地内まで)及びこれに伴う附帯工事
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等 別表1のとおり
- 四 土地所有者の氏名及び住所 別表2のとおり
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 六 裁決手続の開始を決定した年月日 平成二十一年八月二十六日

別表1

| 土地の所在            | 地番   | 地目  |     | 地積(m <sup>2</sup> ) |          | 使用しようとする土地の面積(m <sup>2</sup> ) |
|------------------|------|-----|-----|---------------------|----------|--------------------------------|
|                  |      | 公簿  | 現況  | 公簿                  | 実測       |                                |
| 青森県上北郡六ヶ所村大字泊字焼山 | 934番 | 雑種地 | 雑種地 | 222                 | 221.99   | 29.17                          |
| 青森県上北郡六ヶ所村大字泊字焼山 | 937番 | 雑種地 | 雑種地 | 1,229               | 1,229.00 | 25.77                          |
| 青森県上北郡六ヶ所村大字泊字焼山 | 947番 | 雑種地 | 雑種地 | 379                 | 379.32   | 33.20                          |

別表2

| 氏名                                  | 住所  |
|-------------------------------------|---|
| 持分22分の1(㊦)伊勢田 きくの<br>の相続人不明         | 住所不明  |
| 持分22分の1(㊦)川市若しくは一部の法定相続人の全員若しくは一部の者 | 青森県下北郡東通村大字白糠字明神川端2番地1<br>青森県むつ市仲町8番7号<br>青森県秦野市今泉337番地の1 ソレーユイ文三102号<br>東京都大田区蒲田本町一丁目3番1-602号<br>埼玉県埼玉市坂下町4丁目2番29号 ルネッサンズ鳩ヶ谷202号<br>青森県十和田市元町西五丁目3番45-29号<br>青森県三沢市中央町3丁目7番23号                         |
| 持分22分の1 川村 清 見                      | 青森県下北郡東通村大字白糠字赤平582番地4<br>ただし、登記簿上の住所<br>青森県下北郡東通村大字白糠字明神ノ上29番地2  |
| 持分22分の1(㊦)小比類巻権太郎の法定相続人の全員若しくは一部の者  | 青森県下北郡東通村大字白糠字下馬坂125番地<br>青森県下北郡東通村大字白糠字明神ノ上29番地<br>青森県下北郡東通村大字白糠字赤平267番地1<br>青森県下北郡東通村大字白糠字下馬坂85番地3<br>青森県船橋市上山町2丁目267番地1  |
| 持分22分の1(㊦)佐々木四郎の法定相続人の全員若しくは一部の者    | 青森県八戸市青葉三丁目7番7号<br>青森県下北郡東通村大字白糠字明神川端20番地<br>青森県八戸市江陽一丁目4番18号<br>青森県八戸市大字市川町字尻引前山31番地1544<br>東京都稲城市大丸139番地の4 稲城ハイコーボ512号<br>青森県上北郡おいらせ町東下谷地48番地145<br>埼玉県入間市大字小谷田86番地1 ケラソフオーレ1105<br>埼玉県越谷市大字平方478番地13 |

|   |  |  |
|---|--|--|
| 持分22分の1(㊦)佐藤名佐藤はつね<br>ただし、登記簿上の法定相続人の全員若しくは一部の者 | 藤名佐藤はつね<br>福郁 典昭 福六 尚<br>坂杉 佐佐 菅大 佐<br>井山 藤原 藤 隆<br>福郁 典昭 福六 尚<br>子系 雄 惠 美 光 | 青森県上北郡六ヶ所村大字泊字六角48番地3<br>東京都足立区千住柳町26番3号 第二矢代荘201号<br>青森県上北郡六ヶ所村大字泊字焼山551番地<br>青森県河内郡上三川町5丁目7番25号<br>北海道紋別市南が丘町5丁目5番地11<br>青森県下北郡東通村大字白糠字赤平5番地の1<br>北海道紋別市南が丘町7丁目47番の6<br>住所不明<br>ただし、住民票の住所<br>青森県下北郡東通村大字白糠字明神川端26番地 |
| 持分22分の1 高 嶋 徳 治                                 | 高 嶋 徳 治  | 青森県下北郡東通村大字白糠字鳥ノ沢3番地2<br>ただし、登記簿上の住所<br>青森県下北郡東通村大字白糠字明神ノ上29番地   |
| 持分22分の1 高 野 キミヨ                                 | 高 野 キミヨ  | 青森県上北郡野辺地町字船橋9番地の102<br>ただし、登記簿上の住所<br>青森県下北郡東通村大字白糠字明神ノ上29番地  |
| 持分22分の1(㊦)田澤若しくは一部の法定相続人の全員若しくは一部の者             | 田澤 若しくは一部の者<br>伊勢田 澤 誠 子<br>田 澤 廣 子<br>三 國 廣 子<br>林 鉢 鉢 鉢<br>林 鉢 鉢 鉢         | 青森県下北郡東通村大字白糠字浜通12番地<br>青森県下北郡東通村大字白糠字明神川端18番地<br>青森県下北郡東通村大字野牛字釜ノ平76番地1<br>青森県大垣市鶴見町22番地11<br>埼玉県比企郡ときがわ町大字関堀288番地16<br>埼玉県比企郡ときがわ町大字関堀288番地16<br>埼玉県比企郡ときがわ町大字関堀288番地16<br>埼玉県比企郡ときがわ町大字関堀288番地16                    |
| 持分22分の1(㊦)田澤若しくは一部の法定相続人の全員若しくは一部の者             | 田澤 若しくは一部の者<br>野 田 めぐみ<br>野 田 勝 雄<br>田 澤 紀 美 子<br>田 澤 優 子<br>鳴 海 優 子         | 青森県上北郡東北町大字上野字新堤向45番地1<br>青森県日本原燃上北社宅103号<br>青森県下北郡東通村大字白糠字明神ノ上1番地1<br>青森県下北郡大間町大字大間字下手道34番地1<br>青森県つがる市牛潟町村上58番地  |



|  |  |   |
|--|--|---|
| 持分22分の1(世)東田常一<br>の法定相続人の全員若しくは一部<br>の者  | 東田常一<br>東田いづ<br>東田勉<br>東田良悦  | 青森県下北郡東通村大字白糠字明神ノ上29番<br>地25<br>青森県下北郡東通村大字白糠字明神ノ上29番<br>地25<br>栃木県鹿沼市久野551番地   |
| 持分22分の1(世)東田與太郎<br>の法定相続人の全員若しくは一部<br>の者 | 中込やすみ<br>東田昭<br>江刺家恵保子<br>新谷紀織<br>西新早香<br>東田勝則<br>川東和則<br>川東則子<br>倉内はる<br>東田桂子<br>東田ひとみ<br>東田美奈子<br>伊勢田麻奈美<br>岩崎ハナ | 東京都市野市高幡190番地の1<br>ベヌトライ<br>ノ高幡505<br>青森県下北郡東通村大字白糠字明神ノ上7番<br>地9<br>青森県むつ市若生町二丁目22番10号<br>青森県横浜市泉区中田東一丁目19番3号<br>青森県入間郡三芳町大字竹間沢5番地25号<br>青森県小川町B202<br>青森県下北郡東通村大字白糠字明神ノ上7番<br>地9<br>青森県比企郡吉岡町東野六丁目8番地13<br>埼玉県下北郡東通村大字白糠字赤平39番地<br>青森県下北郡東通村大字白糠字明神ノ上5番<br>地6<br>青森県下北郡東通村大字白糠字明神ノ上29番<br>地<br>青森県下北郡東通村大字白糠字明神ノ上29番<br>地<br>青森県むつ市大字田名部字品ノ木34番地617<br>青森県下北郡東通村大字白糠字明神ノ上29番<br>地<br>青森県下北郡東通村大字白糠字下馬坂44番地<br>1<br>東京都稲城市矢野口82番地の1 |
| 持分22分の1(世)古川賢一<br>の法定相続人の全員若しくは一部<br>の者  | 加藤み糸<br>古川昭男<br>目代美奈子<br>古川和男<br>石田龍美津子<br>荒川智栄子   | 青森県小田原市前川16番地の2<br>日神パレ<br>ノ久子一ツ鴨呂508号<br>青森県下北郡東通村大字白糠字明神ノ上29番<br>地18<br>青森県上北郡六ヶ所村大字泊字川原900番地<br>3<br>青森県下北郡東通村大字白糠字明神ノ上29番<br>地9<br>青森県川崎市中原区宮内2丁目20番13号<br>青森県川崎市相模原市横山台2丁目18番1-702<br>号<br>青森県川崎市中原区市ノ坪673番1   |

持分22分の1 国

公示による順取

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第304号）第六条第三項の規定によることなきので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公示による順取を行つて。

平成二十一年七月四日

青森県国土利用政策課長 田 田 田

- 一 順取および順取の名称  
地籍の登記上のこと（順取）
- 二 順取の取扱いの名称  
地籍の登記
- 三 順取および順取の取扱いの名称  
地籍の登記
- 四 その他

一 の順取は、平成二十一年七月二十五日をもって順取が完了したものとみなされる。

別表 通知を受けるべき者

| 氏 名               | 住 所  | 備 考 |
|-------------------|--|-----|
| 佐藤 尚光             | 住所不明<br>ただし、住民票の住所<br>青森県下北郡東通村大字白糠字明神川端26番地 |     |
| 東田 拓海             | 住所不明<br>ただし、本籍<br>青森県八戸市大字鯉町字小長根13番地         |     |
| (世)伊勢田きくの<br>の相続人 | 住所不明   |     |

|                                      |  |                                  |
|--------------------------------------|--|----------------------------------|
| (発行所・発行人)<br>青森市長島一丁目一番一<br>号<br>青森県 | (印刷所・販売人)<br>青森市第一問屋町三丁目番七<br>七号<br>東奥印刷株式会社 | 毎週月・水・金曜日発行<br>定価小口一枚二付十五円一<br>銭 |
|--------------------------------------|--|----------------------------------|